

イタリアの州・県のテリトリーの考え方等について
 (中央大学法学部 工藤裕子教授から聴取)

1 州について

【参考 1】 イタリア共和国の概況 (データは 2001 年)

人口	5, 732 万人 (日本の 0.46 倍)
面積	30.1 万 km ² (日本の 0.8 倍)

【参考 2】 日本の都道府県との比較 (データは 2001 年)

	州	都道府県
数	20	47
平均人口	287 万人	271 万人
平均面積	1.5 万 km ²	0.8 万 km ²
人口格差	76 倍	20 倍
経済力格差	2.2 倍	2.6 倍

※人口格差、経済力格差は、最大／最小。経済力は、一人当たり GDP。

- ・ 州には、普通州 15 州と特別州 5 州がある。特別州は立法・予算などの点で高度の自治権を与えられた制度となっているが、1990 年代以降の急速な分権化の進展により、普通州との違いは相当程度縮小しているとされる。
- ・ 州は 1861 年にイタリアが統一される前までの公国、王国に基礎を置く歴史的な地域単位であり、国家よりも強力なアイデンティティを形成している。
- ・ 州のテリトリーは、ほとんど変わっていない。当初 1 つの州が分割された、モリーゼ州とアブルッツォ州以外では、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州がスロヴェニアの国境沿いに若干拡大した例があるくらいである。
- ・ 1990 年代の初めに、政治的なレベルで州の再編についての検討が行われたことはある (州を北部、中部、南部の 3 州に再編する構想など) が、歴史的背景を抜きにして州の最適規模を論じることは困難とされた。
- ・ 憲法に新しい州の設置や再編の規定はある。
- ・ このように、イタリアの州のテリトリーは、歴史的な地域単位であるから、日本で道州制の区割りの基本方針を検討するにあたっては、参考にならないものと思われる。

2 県について

【参考】

数	103		
人口	平均 56 万人	最大 371 万人	最小 9 万人
面積	平均 3.2 千㎡	最大 7.5 千㎡	最小 0.2 千㎡

- ・ 憲法上の地方自治体である。
- ・ 県は、イタリアが近代国家になった後に、地方統治の機関として、内務省主導の下に作られた、人工的な行政単位である。
- ・ 1861 年のイタリア統一後、徐々に作られ、20 世紀初頭ぐらいに完成した。
- ・ 当初は、日本の官選知事と同様に、内務省から官選知事が派遣されていた。
- ・ 県はむしろテリトリーが先にできたというより、地方に内務省派遣の官選知事がいる事務所ができ、その治める単位が県になったというイメージである。
- ・ 人工的単位ということで、範囲が広い、性格が異なる地域にまたがっている、といった理由から、分裂している例が最近までである。

【参考】 国の出先機関について

- ・ かつては、内務省、農水省、経済財政省（税務署）など、縦割りで国の出先機関が作られていた。
- ・ 国の出先機関の多くは、州都にあたる都市に置かれていた。
- ・ 1990 年代から 2000 年の初頭にかけて、これらの出先機関を統合する動きがあった。分散しているものを、政府代表部という形にする動きである。行政サービス窓口の一本化を狙いとする運動であった。
- ・ 同じ時期に、出先機関の現業部門について民間委託が相当進み、職員が少なくなっていた。
- ・ 2001 年の憲法改正で、主な権限が国から州に移譲され、国の出先機関よりも州の権限が強くなった。
- ・ その結果、国家公務員が州の公務員に 3 万人ぐらい移し替えられ、出先機関は徐々に縮小している。

以 上